

各 位

会 社 名 株式会社 T S I ホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 三宅 正彦
(東証第一部 コード番号 3608)
問合せ先 取締役 経営戦略本部長 三宅 孝彦
T E L 03(6748)0002

「従業員持株会信託型 E S O P」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 19 日開催の定時取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型 E S O P」の導入を決定しましたので、下記の通りお知らせします。

なお、本制度に係る信託の設定時期、設定期間、本制度に基づき信託が借入れる金銭の総額等につきましては、決定次第改めてお知らせします。

記

1. 本制度導入の趣旨

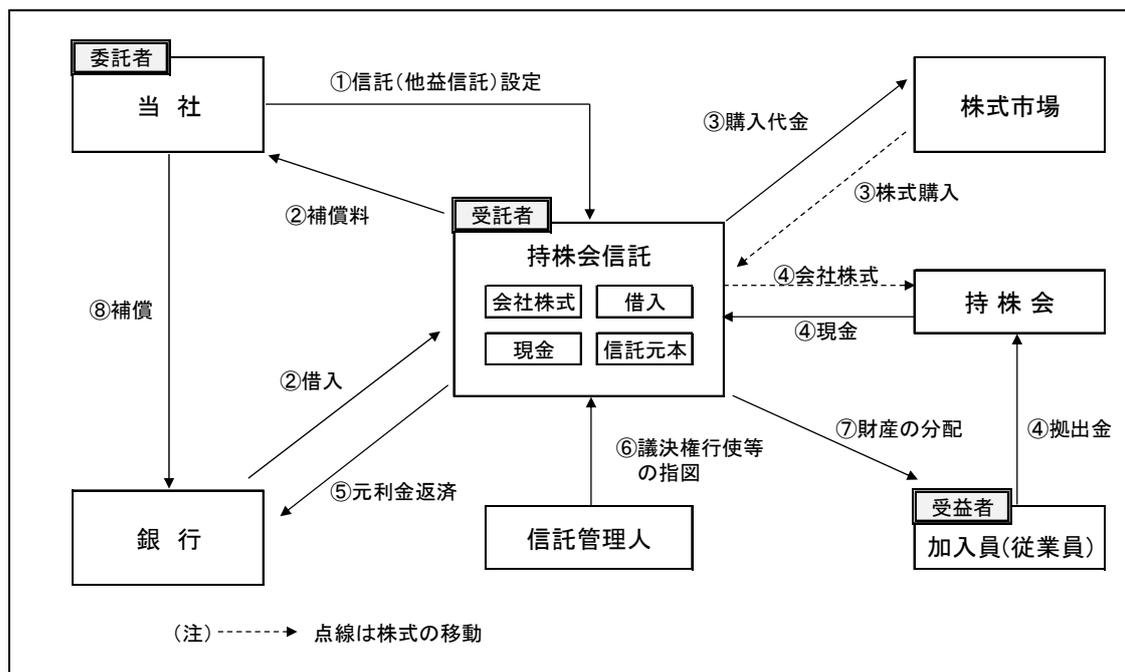
当社グループの社員に対して業績向上へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する社員の意識をより一層高めることで、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、グループ全体の社員持株会の活性化を進めることを目的として、本制度を導入いたします。

2. 本制度の概要

本制度は「T S I 社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての当社グループ社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、持株会に加入する社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を当社が設定し、持株会信託は今後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する社員に対して分配します。なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、社員への追加負担はありません。

3. 本制度の仕組み



- ①当社は信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。
- ②持株会信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託、銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。
- ③持株会信託は株式市場から、持株会が今後取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。
- ④持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して保有する当社株式を時価で売却します。
- ⑤持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。
- ⑥信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使、その他の信託財産管理の指図を行います。
- ⑦上記⑤による借入金の返済後に信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して分配されます。
- ⑧上記⑤による借入金の返済後に借入債務が残存する場合には、上記②の補償契約に基づき、当社が残存債務を弁済します。

4. 持株会信託の概要

- | | |
|-----------|----------------------------------------------------|
| (1) 委託者 | 当社 |
| (2) 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| (3) 受益者 | 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者 |
| (4) 信託の目的 | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付 |

以上